

# 国民健康保険のお知らせ

## ～保険税率を改定しました～

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

### ●本年度の保険税率

国民健康保険の保険税率は、毎年改定します。本年度の保険税率は、表のとおりです。

#### 国民健康保険税の税率表

区分	医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40～64歳の人)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
応能割 所得割の税率 (前年中の所得に応じて計算)	6.66%	<b>6.43%</b>	2.47%	<b>2.36%</b>	1.73%	<b>1.91%</b>
応益割 均等割額 (1人当たりの負担額)	25,800円	<b>26,200円</b>	9,400円	<b>9,500円</b>	8,600円	<b>9,800円</b>
世帯平等割額 (1世帯当たりの負担額)	17,800円	<b>17,400円</b>	6,500円	<b>6,300円</b>	4,200円	<b>4,800円</b>
賦課限度額 (1世帯当たりの賦課額の上限)	630,000円	<b>650,000円</b>	190,000円	<b>200,000円</b>	170,000円	<b>170,000円</b>

※保険税額の決定通知は、7月中旬ごろ、世帯主宛てに送ります。

※応能割とは、負担能力に応じて負担する部分で、所得割のことで。

※応益割とは、受益者に応じて定額を負担する部分で、均等割と世帯平等割のことで。

### ●保険税率改定の考え方

国民健康保険は、毎年各市町が県へ納める「保険料(税)総額」が、県から示されます。市は、この額を確保できるよう保険税率を算定しています。

また、令和6年度からは県が示す「**準統一保険料率\***」となります。「準統一保険料率」となると「均等割」の引き上げが見込まれ、急激に負担が増える世帯があります。そのため、市は、令和5年度までの調整期間(激変緩和期間)に「国民健康保険財政調整基金」を繰り入れ、令和6年度以降の水準に段階的に移行する方針です。

#### ※準統一保険料率

広島県では、同一の所得水準・世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同一の保険料(税)負担になること(統一保険料率)をめざしています。令和6年度には統一保険料率を基に、市町ごとの収納率を反映した「準統一保険料率」とする方針です。

### ●未就学児の均等割額を軽減

子育て世帯の経済的負担を減らすため、令和4年度の国民健康保険税から、未就学児の均等割額を1/2減額します。(申請不要)

なお、低所得世帯の均等割軽減が適用されている世帯の未就学児は、この軽減後の均等割額からさらに1/2減額します。



### ●将来にわたって安定的に運営していくために

今後、医療費の高騰が続けば、県全体で保険税の引き上げが必要となります。医療費の節約のためにも、日頃から下記の取り組みや健康づくりを心掛けましょう。

#### ◆多剤服用を避けましょう

多くの薬を服用していることで、副作用を起したり、きちんと薬が飲めなくなったりする状態を「ポリファーマシー」といいます。

多くの種類の薬を服用したことで、体調に異変などを感じた場合は、医師や薬剤師に相談してみましょう。そのためにも、「お薬手帳」は1人1冊にまとめましょう。

#### ◆セルフメディケーションを意識しましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。健康管理や疾病予防に取り組み、軽度な体調不良のときには、OTC医薬品(処方箋なしで購入できる市販薬)も使用しましょう。※症状が改善しない場合は医療機関などに相談してください。